

大和市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第12号

大和市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の旅費に関する条例施行規則（令和7年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

第16条第1項第3号中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「当該算定した額」を「当該見積額（この項ただし書の規定により合計額（第1号に掲げる方法により算定される額を含むものに限る。）を転居費とするときは、この限りでない。）」に改める。

第20条に次の1項を加える。

- 4 勤務日数に応じて通勤手当の支給を受ける職員が、条例第7条本文に規定する最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合であって、自宅から直接旅行地へ旅行し、若しくは旅行地から直接自宅へ旅行し、又はそのいずれにも該当する旅行をしたときは、それぞれの旅行の場合に応じて、当該旅行に係る旅費の支給総額から当該職員の通勤に要する運賃等の額に相当する額を控除する。ただし、任命権者が当該旅行に係る旅費の総額を支給することが適当であると認めるときは、この限りでない。

別表中宿泊費基準額（1夜につき）の欄を次のように改める。

宿泊費基準額（1夜につき）
15,000円
12,000円
10,000円
12,000円

11,000円
10,000円
9,000円
11,000円
11,000円
12,000円
16,000円
17,000円
21,000円
16,000円
16,000円
11,000円
10,000円
10,000円
13,000円
13,000円
13,000円
12,000円
12,000円
12,000円

11,000円
20,000円
16,000円
17,000円
12,000円
11,000円
9,000円
12,000円
14,000円
14,000円
9,000円
10,000円
15,000円
12,000円
12,000円
17,000円
11,000円
13,000円
14,000円
11,000円

11,000円
11,000円
12,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市職員の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に大和市職員の旅費に関する条例（昭和37年大和市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する任命権者が条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行及び条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者が条例第4条第1項に規定する旅行命令を発した旅行及び条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が条例第4条第1項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に任命権者が条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき、なお従前の例によることとされる旅行について、この規則の施行日以後に条例第3条第5項及び同条第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。